

第5次三重県食育推進計画普及啓発冊子等作成業務仕様書

1 委託業務名

第5次三重県食育推進計画普及啓発冊子等作成業務

2 事業主体

三重県

3 業務の目的

三重県では、第5次三重県食育推進計画（令和8年3月策定）に基づき、豊かなみえの「食」を通じて、「食べる力」＝「生きる力」を育み、食に関心を持ち、食を楽しむことで豊かな心が育まれ、豊かな人間性の形成へつながる、「みえの食育」に取り組むこととしています。

また、県では食育の啓発が実践につながっていない現状があり、県民の行動変容に向けた取組も必要です。

本業務は、第5次三重県食育推進計画で取り組むこととしている内容の県民に対する普及啓発および行動変容に向け、啓発冊子等を作成するものです。

4 契約期間

契約の日から令和9年3月19日（金）まで

5 業務の内容

「第5次三重県食育推進計画」の普及啓発を目的とした啓発冊子を作成してください。

（1）規格

仕上げ・部数	A4判 12ページ 中綴じ仕上げ 10,000部
印刷方法	オフセット印刷 全面フルカラー（4C×4C）
紙質・部数	コート紙 四六判 90kg
電子データ	印刷用データ及びWeb閲覧用データを作成のこと。 （印刷用データ） illustrator形式（Windows対応）及びPDF形式 （Web閲覧データ） PDF形式（印刷用データよりも軽量とすること） なお、Web閲覧用データは、見開きA3判表示のものと、 A4判単ページ表示の2種類を作成のこと。

(2) 掲載内容

撮影・取材	食育関連の取組を3件程度取材・撮影し、それらのコラム欄を作成すること。
構成、デザイン及びレイアウト制作	「第5次三重県食育推進計画」を基に構成すること。具体的な掲載内容は企画提案の対象とし、紙面レイアウトの詳細も企画提案の対象とする。
文章作成（コピーライティング）	掲載項目決定後に受注者において原稿を作成すること。 なお、原稿の決定は発注者との協議の上で行うこと。

【留意事項】

- ・啓発冊子の作成にあたっては県民の行動変容につながる内容となるよう工夫すること。
- ・「第5次三重県食育推進計画」の内容は以下のリンクから確認すること。

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0024500393.htm>

(3) 校正及び修正

校正及び修正を3回程度実施すること。なお、レイアウトやデザイン、原稿の決定までに行うイメージ案の作成や打合せ、確認作業は、校正の回数に含まない。

(4) 納品（令和9年3月19日期限）

電子データ	電磁的記録媒体（CD等）に保存して納品すること。
印刷物	50部ごとに帯封し、200部ごとに梱包のうえ、県庁フードイノベーション課あてに納品するほか、一部については、次のとおり分納（個別配送）を行うこと。 （分納①） 県内各市町教育委員会事務局（計29箇所）に対して県が別途指定する部数をそれぞれ送付のこと。 （分納②） 県内の私立幼稚園及び認定こども園（約120箇所）あてに、各10部を送付のこと（リストは発注者が提供）。

6 著作物の利用および著作権

- (1) 本業務において作成した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）および成果品のうち委託者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、委託者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (2) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属

している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえで委託者に譲渡すること。

- (3) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品を自ら利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1)の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、委託者が成果品を利用するために必要な範囲において委託者および委託者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得ること。
- (5) 委託者は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1)の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2)の規定に基づき委託者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) および (7) に規定する著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本業務における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価および経費は契約金額に含まれているものとする。
- (10) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者および作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者および作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者および作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 納品する成果品

以下の成果品を令和9年3月19日（金）までに、フードイノベーション課に提出すること。

- (1) 本業務において制作された冊子および電子媒体

9 監督および検査

契約条項の定めるところによる。

10 委託料の支払い方法および支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務および義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 委託者に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

13 障がいと理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 その他、受託上の留意点

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県との協議で決定するものとする。その他、業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (2) 本業務は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業および経費の執行に努めること。
- (3) 本業務は、業務の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、業務の報告や

必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類および通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。

- (4) 本業務を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成および議事録等の作成を行うこと。
- (5) 本業務の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (6) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第一百八十条および第一百八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項および仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (11) 台風等の非常変災の発生、伝染病の流行、その他やむを得ない事由により委託業務の遂行が困難となったときは、協議の上、委託業務を延期又は中止することがある。
- (12) 業務の実施に必要な機材やシステム環境等は、受託者の責任により準備すること。
- (13) 業務実施にあたって、著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。

15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 地産地消・ブランド推進班

担当 菰方、紀平

TEL : 059-224-2395

E-mail : foods@pref.mie.lg.jp